3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町花口字長者原一の七、字花口東山一九九五の一、一九九五の五、一九九五の七、宮内字鬼林山一三三七の一から一三三七の二二まで、字大平ル一三四〇から一三四三まで、字ノマズ一四一八の一、一四一八の二、一四一八の四から一四一八の六まで、字アダ馬渡一四一九の一、一四一九の二、一四一九の六、一四一九の七、一四二〇の一、一四二〇の二、一四二〇の四、一四二〇の五、字奥馬渡一四二一の一、一四二二の一から一四二二の三まで、一四二二の五、字東山一四二三の一、一四二三の二、一四二三の四、一四二三の五、一四二三の七から一四二三の一三まで、字蛇ヶ喰一四二四の一から一四二四の三まで、一四二五、一四二六の一から一四二六の三まで、字カリヤ床一四二七の一、一四二七の四、一四二八（次の図に示す部分に限る。）、字水谷一四三九の一から一四三九の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県亀山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）